

## 令和4年度 社会福祉法人指導監査結果

加古川市は、令和4年度に所轄の社会福祉法人38法人（令和4年4月1日現在）のうち15法人の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、以下の点が見受けられました。講評も併せて記載していますので、今後の法人運営の参考としてください。

### 監査実施状況一覧

| 対象数   | 実施数   | 文書指摘 | (文書指摘内訳)         | 口頭指摘 | (口頭指摘内訳)         |
|-------|-------|------|------------------|------|------------------|
| 38 法人 | 15 法人 | 9 法人 | 法人運営 20 件        | 7 法人 | 法人運営 4 件         |
|       |       | 22 件 | 事業 0 件<br>管理 2 件 | 11 件 | 事業 0 件<br>管理 7 件 |

※文書指摘・・・国の指導監査ガイドラインの指摘基準に該当する事項

口頭指摘・・・違反の程度が軽微である事項または文書指摘を行わなくても改善が見込まれる事項

### 主な文書指摘事項及び講評

#### ■法人運営

##### 【指摘事項】

- 現評議員の選任手続きにおいて、欠格事由に該当しないことを確認する書類等の一部の候補者から徴取しておらず、他に確認できる資料もなかった。

根拠：法第40条第1項、ガイドラインI-3-(1)-2

##### 【講評】

⇒理事、監事及び評議員の選任にあたっては、欠格事由に該当しないことを確認する書類を候補者から徴し、その妥当性を確認してください。

- 評議員会を2回続けて欠席している評議員が見受けられた。

根拠：ガイドラインI-3-(1)-2

##### 【講評】

⇒すべての評議員が出席できるよう評議員会の日程については、事前に調整するなど工夫してください。また、特定の評議員において、引き続き評議員会の出席が難しい場合、評議員の交代を検討してください。

- 評議員会の開催に際し、法第45条の28第3項に規定する計算書類等は、備置き及び閲覧に係る規定との関係上、理事会の承認を受けてから2週間以上の間隔を確保しなければならないが、確保されていなかった。

根拠：指導監査ガイドラインI-3-(2)-1

##### 【講評】

⇒定時評議員会の開催日は、理事会開催日から2週間以上（中14日以上）の間隔を確保してください。

●評議員会の招集（決議の省略を含む）に際し、日時及び場所等を理事会の決議によらずに定め、招集の決定をしているものが見受けられた。

根拠：法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、ガイドラインI-3-(2)-1

**【講評】**

⇒評議員会の招集は、理事会の決議を経てから通知してください。

●事業計画及び収支予算は、定款の規定に基づき、評議員会において決議を行わなければならないが、決議されていなかった。

根拠：定款、ガイドラインI-3-(2)-2

**【講評】**

⇒租税特別措置法第40条の適用を受ける法人は、定款の規定に基づき、評議員会で事業計画及び収支予算書を決議してください。

●計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録については、定款により定時評議員会の承認を受けなければならないが、評議員会において、当該書類が承認されたことが議事録に記載されていなかった。

根拠：法第45条の11第1項、法施行規則第2条の15第3項第2号、定款、ガイドラインI-3-(2)-2、ガイドラインI-3-(2)-3

**【講評】**

⇒計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録については、定款の規定に基づき、適切に評議員会の承認手続きを受けてください。

●理事の選任手続きにおいて、就任承諾書を記載した日付の記入漏れが見受けられた。

根拠：法第38条及び法第43条第1項、ガイドラインI-4-(2)-1

**【講評】**

⇒理事の選任手続きにおいては、理事の就任日が明確となるようにしてください。

●理事長を選定する理事会について、招集通知を省略する方法により開催していたが、理事及び監事全員から同意を得たことが議事録に記録されておらず、同意を得たことを確認できる資料もなかった。

根拠：指導監査ガイドラインI-6-(1)-1

**【講評】**

⇒招集通知を省略する場合は、理事及び監事全員の同意書を徴取する又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、全員の同意が確認できるようにしてください。

- 理事会の一部の議案について、決議の省略を行っていたが、理事の同意書及び監事の異議がない旨の確認書を徴取していない、又は提案された議案と同意書等に記載された議案内容が異なっていた。

根拠：ガイドラインⅠ-6-（1）-2

【講評】

⇒提案された議案と同意書等に記載された議案内容の整合を図り、理事会の決議を要する事項については、決議を行ってください。

- 理事会の議事録において、定款により議事録署名人である理事長及び監事の署名又は記名押印がされていなかった。

根拠：法第45条の14第6項、定款、ガイドラインⅠ-6-（2）-1

【講評】

⇒理事会の議事録について、定款の規定に基づき、その真正性を確保するため適切に処理をしてください。

- 理事会の議事録が主たる事務所に備え置かれておらず、確認できなかった。

根拠：法第45条の14第6項、定款、ガイドラインⅠ-6-（2）-1

【講評】

⇒理事会の議事録は、主たる事務所に10年間備え置き、確認できるようにしてください。

- 評議員及び役員の報酬等について、支給基準が不明瞭となっている他、職員給与と役員報酬が明確に区別されていない者が見受けられた。

根拠：役員等報酬規定、ガイドラインⅠ-8-（2）-1

【講評】

⇒報酬と給与は明確に区別し、実態に応じた報酬規程に見直した上で評議員会の承認を得てください。

## ■管理

- 経理規程において、工事請負契約の予定価格が1,000万円を超える場合は、一般競争入札又は、指名競争入札を実施しなければならないが、三者見積りによる随意契約としていた。

根拠：経理規程、ガイドラインⅢ-3-（2）-1

【講評】

⇒経理規程に基づき、適正に事務処理を行ってください。

- 平成29年度社会福祉法人制度改革に伴い、社会福祉法が改正されたが、その内容が反映されていない定款施行細則を使用していた。

根拠：ガイドラインⅢ-3-(2) -1

**【講評】**

⇒他の規程の条文との整合性を確認するとともに社会福祉法の改正に則った内容となるよう、定款施行細則を全般的に見直してください。

**【根拠】**

法                  ：社会福祉法

法施行規則      ：社会福祉法施行規則

ガイドライン：「指導監査ガイドライン」